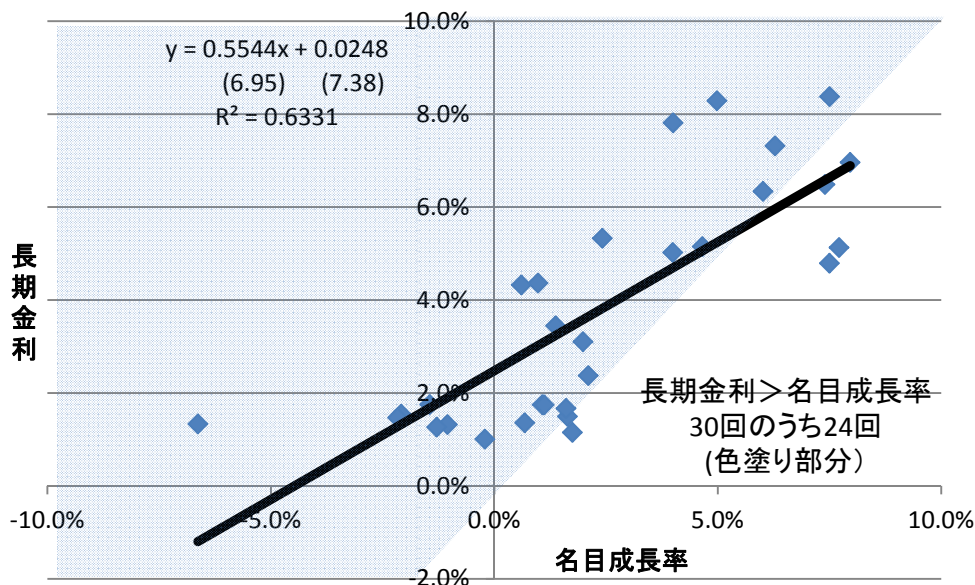


## 金利上昇の財政に与える影響

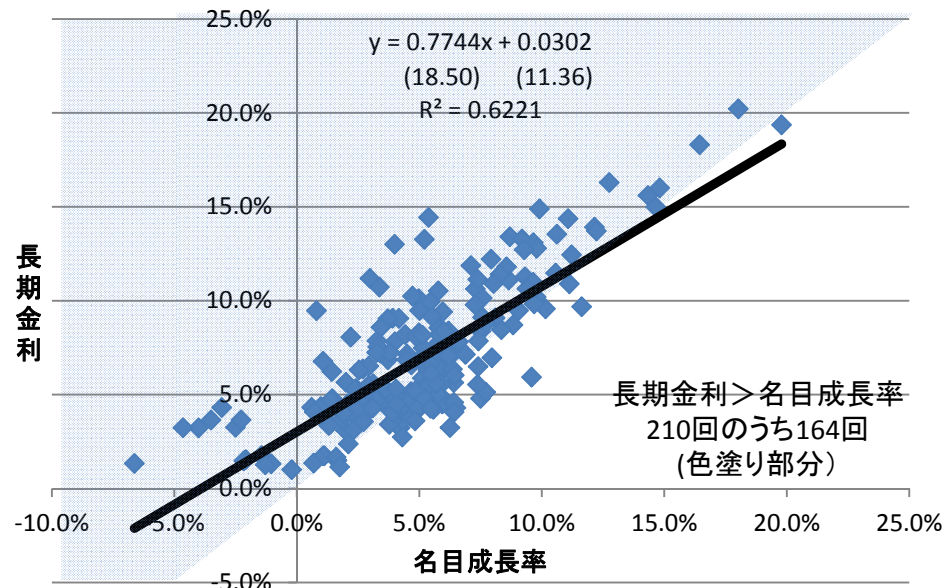
簡便な方法による分析

- ・ 名目成長率が上がると長期金利も上昇する傾向。日本だけではなく、国際的にも同様の傾向。
- ・ 名目成長率が1%に対し長期金利が0.55%上昇すると仮定した場合、自然体では、税収増は国債費の増を下回るため、財政悪化要因となる見込み。また、1%上昇した状態が継続するだけでも、高い金利の国債に順次借換えが進むことにより、税収増と国債費の増の差額は年を追って拡大する。
- ・ 名目成長率と長期金利の関係を見ると、長期金利が名目成長率を上回っている場合が多い。

日本の名目成長率と長期金利の関係(1981~2010)



G7諸国の名目成長率と長期金利の関係(1981~2010)



(出所) 名目成長率: OECD「Economic Outlook」 長期金利: OECD「Financial Indicators (MEI)」より試算

※括弧内はt値

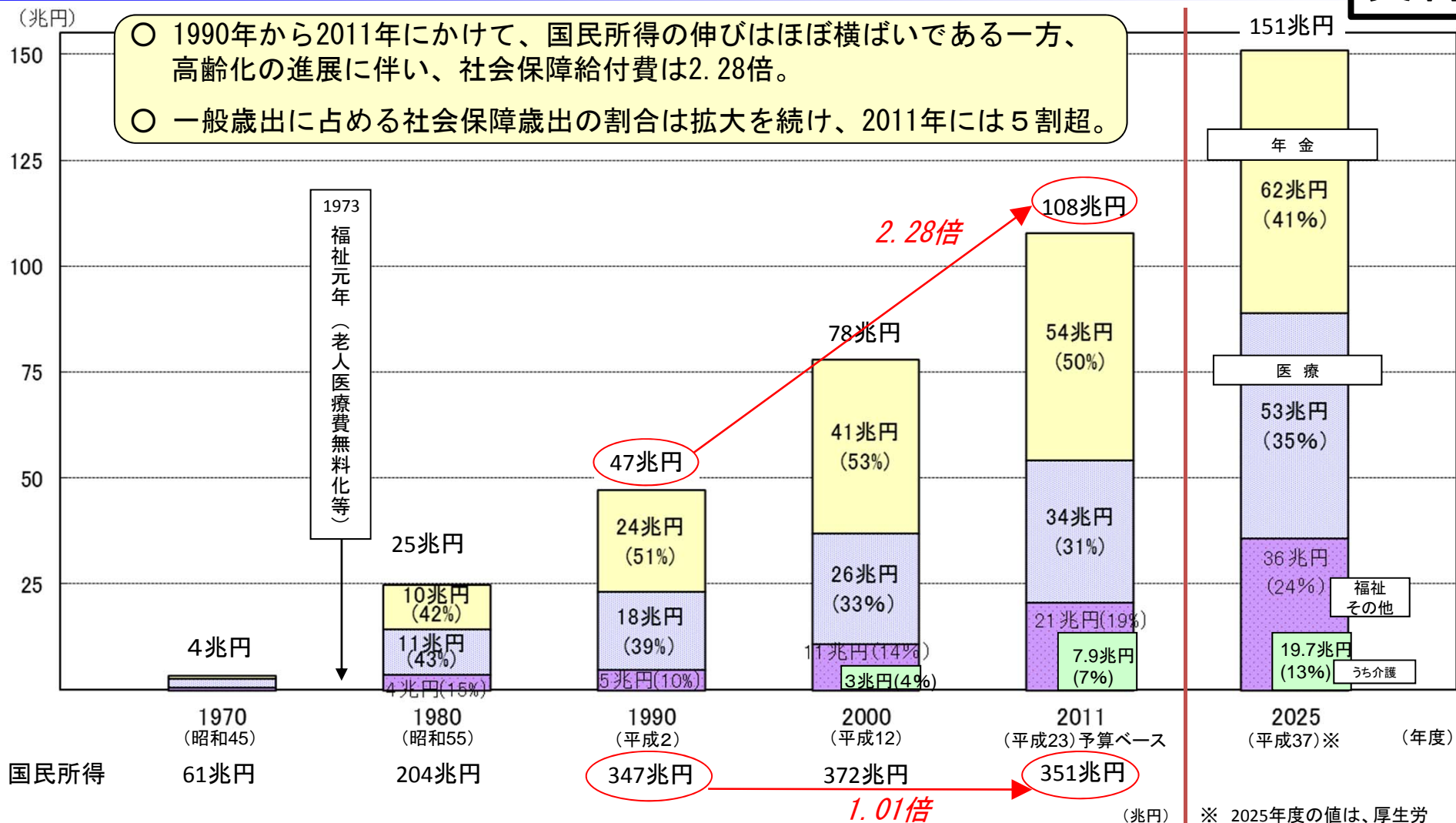
名目成長率が24年度に1%上昇した場合(長期金利は0.554%上昇)の税収及び国債費に与える影響

(単位:兆円)	24年度	25年度	26年度
税収(自然体ケースと比べた増加額)	+0.5	+0.9	+1.4
国債費(自然体ケースと比べた増加額)	+0.6	+1.4	+2.3
差額	-0.1	-0.5	-0.9

(出所) 財務省「平成23年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」を用いて試算。

# 社会保障給付費の推移

資料46



	1970	1980	1990	2000	2011
一般歳出 (A)	6.0	30.7	35.4	48.1	54.1
社会保障歳出 (B)	1.1	8.2	11.6	16.8	28.7
B/A	19.0%	26.7%	32.8%	34.9%	53.1%

※ 2025年度の値は、厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計について」(平成23年6月2日)による。子ども・子育ての新システム制度の実施等を前提とした推計値であり、2011年度の予算ベースの計数とは連続性がない。

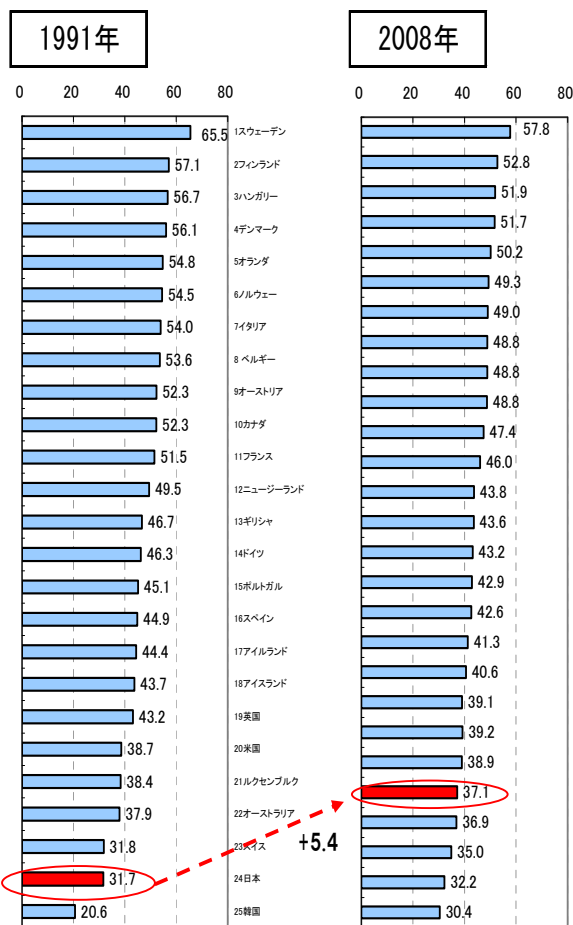
(注1) 社会保障給付費とは、公的な社会保障制度の給付総額を示すものである。  
 (注2) 2000年度以前は「平成20年度 社会保障給付費」(平成22年11月 国立社会保障・人口問題研究所)  
 (注3) 一般歳出(一般会計歳出から国債費及び地方交付税交付金等を除いた額)及び社会保障歳出は当初予算ベース。  
 (注4) 国民所得は、2000年度以前は内閣府「平成21年度国民経済計算確報」、2011年度は「平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成23年1月24日閣議決定)における見通し。

# 社会保障支出・社会保障以外の支出の対GDP比

資料47

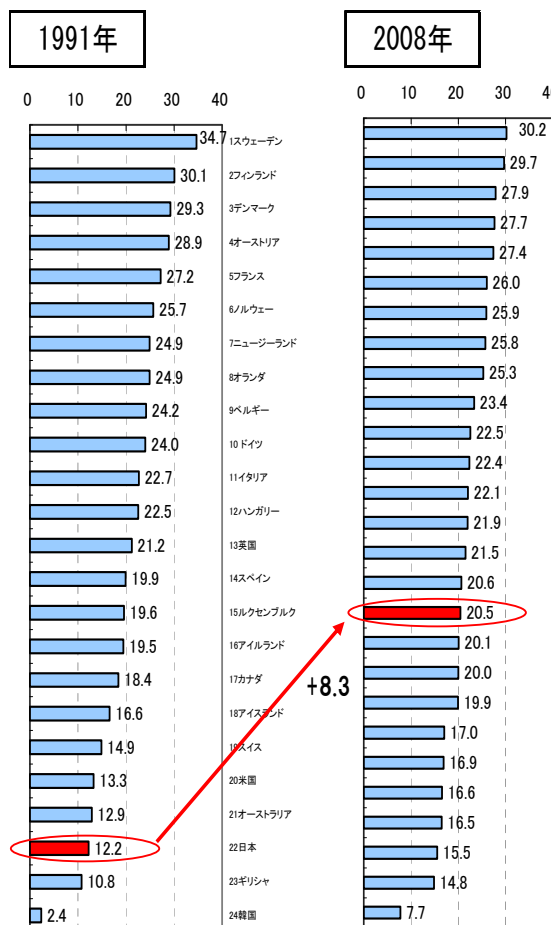
日本においては、高齢化により社会保障支出が増加する一方、社会保障以外の支出はOECD諸国中最低の水準までに減少。歳出削減の努力は重要だが、財政を健全化できるほどの歳出削減の余地があるわけではない。  
 ※2009年の財政赤字対GDP比は▲9.6%

政府の総支出（対GDP比）



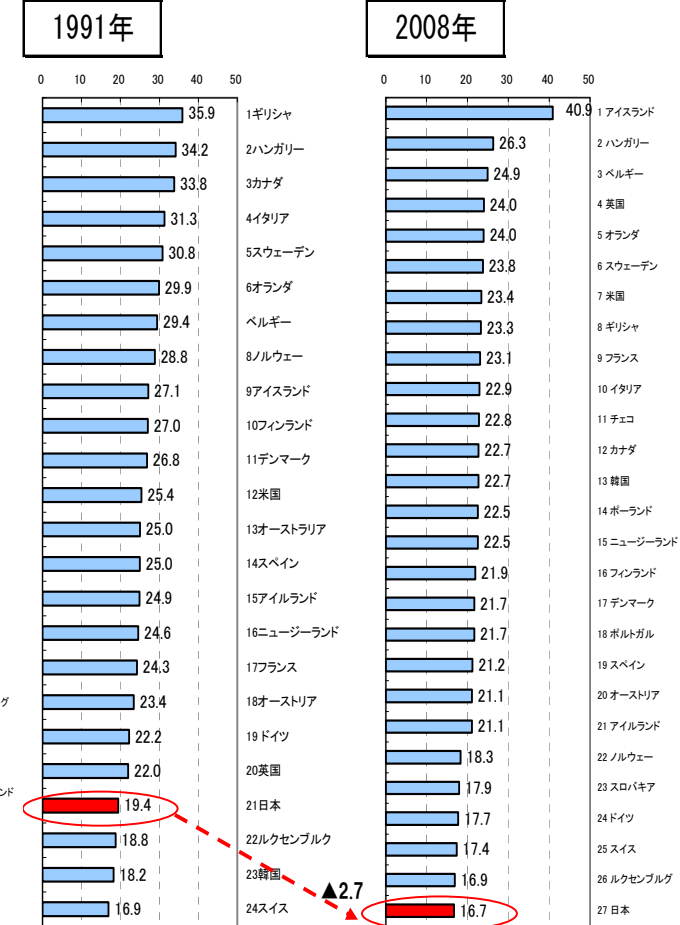
(出典) OECD「Economic Outlook 76」、同「National Accounts 2010 vol. II」、同「Stat Extracts National Accounts」  
 (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。  
 (注2) 2008年の数値は、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の値。

政府の社会保障支出（対GDP比）



(出典) IMF「Government Finance Statistics Yearbook 2002」、OECD「Economic Outlook 76」、同「National Accounts 2010 vol. II」、同「Stat Extracts National Accounts」  
 (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。  
 (注2) 2008年の数値は、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の値。

政府の社会保障以外の支出（対GDP比）

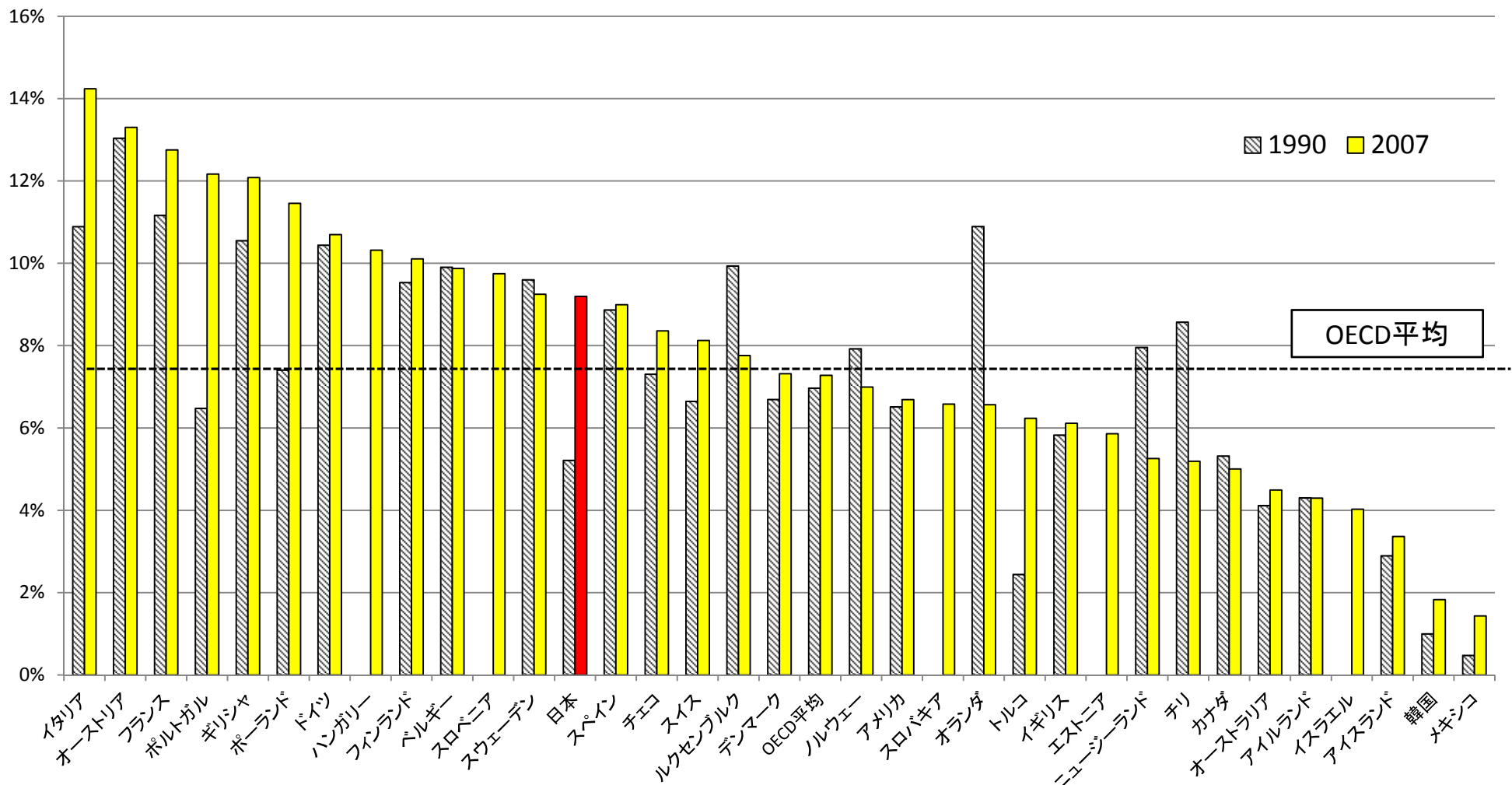


(出典) OECD「Economic Outlook 76」、同「National Accounts 2010 vol. II」、同「Stat Extracts National Accounts」  
 (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。  
 (注2) 2008年の数値は、ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の値。

# OECD諸国における公的年金支出の対GDP比

資料48

日本の公的年金支出の対GDP比は、急速な伸びを見せており、対GDP比でOECD諸国の平均を上回る水準となっている。

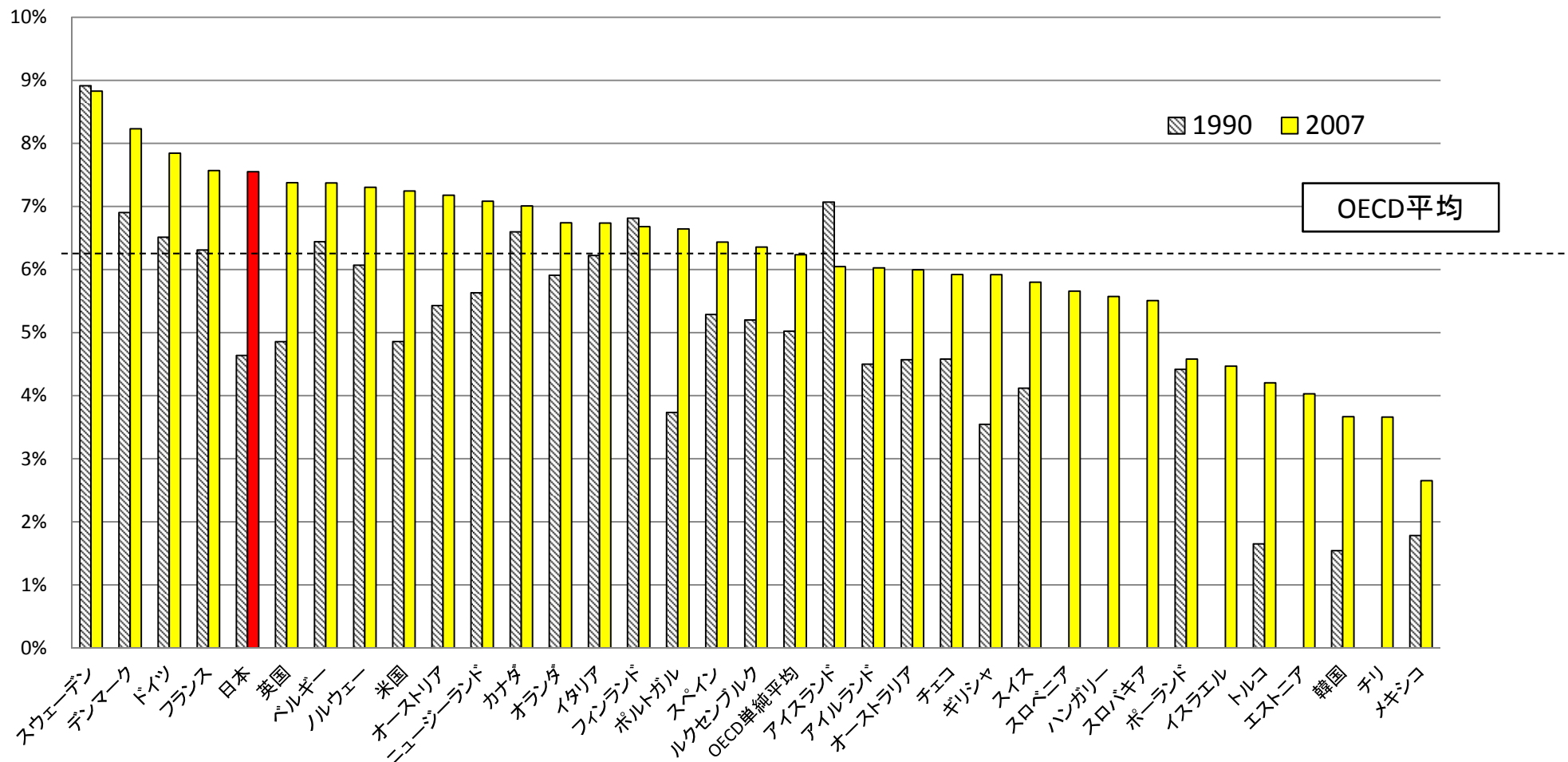


(出所) OECD Social Expenditure Database のPublic 部門のうち、Old age 分野のPension 及びEarly retirement pension部分、Survivor 分野のPension部分、Incapacity related分野のDisability pensions 及び Pensions (occupational injury and disease) 部分の計数を使用。  
 (注) ハンガリー、イスラエルについては1990年のデータ不明。スロベニア、スロバキア、エストニアについては、1990年は建国前。

# OECD諸国における公的医療・介護支出の対GDP比

資料49

日本の公的医療・介護支出の対GDP比は、大きく伸びており、対GDP比でOECD諸国の中で上位にある。



(出所) OECD Social Expenditure DatabaseのPublic部門中Health分野+Old age分野のResidential care/Home-help services部分の計数を使用。

(注) スロベニア、スロバキア、エストニアについては1990年は建国前。また、以下については、データ不明。

カナダ・・・1990年、2007年の介護分野／ルクセンブルク・・・2007年の介護分野／チェコ、ポーランド、トルコ・・・1990年の介護分野／ハンガリー、イスラエル・・・1990年の医療分野、介護分野。いずれもOECD単純平均には含めていない。

### I 社会保障改革の全体像

#### 社会経済諸情勢の変化

○ 現行の社会保障制度の基本的枠組みが作られた1960年代以降今日まで、①非正規雇用の増加等の雇用基盤の変化、②地域・家族のセーフティネット機能の減退、③人口、とりわけ現役世代の顕著な減少、④高齢化に伴う社会保障費用の急速な増大、⑤経済の低迷、デフレの長期化等厳しい経済・財政状況、⑥企業のセーフティネット機能の減退、といった社会経済諸情勢の変化が発生

・ 社会保障国民会議、安心社会実現会議以来の議論の積み重ねを尊重  
・ 社会保障改革に関する有識者検討会報告（「3つの理念」、「5つの原則」）

#### 改革の基本的考え方

- ・ 全世代を通じた安心の確保を図り、かつ、国民一人ひとりの安心感を高める  
すべての人が社会保障の受益者であることを実感。生き方や働き方に中立的で選択できる社会、参加が保障される社会。
  - ・ より公平・公正で自助・共助・公助のバランスにより支えられる社会保障制度に改革  
サービスの不足、就職難、ワーキングプア、社会的疎外、虐待などの国民が直面する現実の課題への対応。包括的支援体制の構築。
  - ・ 給付と負担のバランスを前提として、それぞれOECD先進諸国の水準を踏まえた制度設計
- ⇒ 中規模・高機能な社会保障体制を目指す。

#### 改革の優先順位と個別分野における具体的改革

- ①子ども・子育て支援、若者雇用対策、②医療・介護等のサービス改革、③年金改革、④「貧困・格差対策（重層的セーフティネット）」「低所得者対策」についてまず優先的に取り組む。
- 個別分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目の内容を併せて提示

#### 社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入

### II 社会保障費用の推計

- Iの社会保障改革に係る費用を推計  
⇒ 追加所要額（公費）は、約2.7兆円程度（2015年度）

充実による額	3.8兆円
重点化・効率化による額	～▲1.2兆円
- 社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計  
⇒ 地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理

# 社会保障・税一体改革の概要（成案のポイント②）

## Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿

### 1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

- 社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収(国・地方)を主要な財源として確保
- 消費税収(国分)は、現在高齢者三経費に充当。今後は、高齢者三経費を基本としつつ、社会保障四経費(年金、医療、介護、少子化)に充当する分野を拡充
- 消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)の用途の明確化(社会保障財源化)
- 引上げ分の消費税収(国・地方)については社会保障給付における国と地方の役割分担に応じ配分し、現行分の消費税収(国・地方)については、国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない
- 2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引上げ

### 2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成

- 2015年度段階での財政健全化目標の達成に向かうことで、同時達成への一里塚が築かれる。

## Ⅳ 税制全体の抜本改革

- 個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税、地方税制等についての改革の考え方

## Ⅴ 社会保障・税一体改革のスケジュール

- 改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議
- 社会保障改革は、工程表に従って実施
- 経済状況を好転させることを条件として税制抜本改革を実施するため、附則104条の道筋に従って23年度中に法制上の措置
  - ・経済状況の好転は、総合的に判断
  - ・予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組み
  - ・不断の行政改革及び徹底的な歳出の無駄の排除

## Ⅵ デフレ脱却への取組み、経済成長との好循環の実現

- デフレからの脱却を実現するための政府・日銀における取組み
- 社会保障・税一体改革と経済成長との好循環

**診療報酬の改定率とは**

**診療報酬本体**

前回 (22年)	+1.55 %
前々回 (20年)	+0.38 %
18年	▲1.36%
16年	± 0%
14年	▲1.3 %
12年	+1.9 %
10年	+1.5 %

医師、看護師の人的費など



**薬価等**

前回 (22年)	▲1.36 %
前々回 (20年)	▲1.2 %
18年	▲1.8 %
16年	▲1.0 %
14年	▲1.4 %
12年	▲1.7 %
10年	▲2.8 %

流通価格の下落を反映して  
毎回マイナスとなる

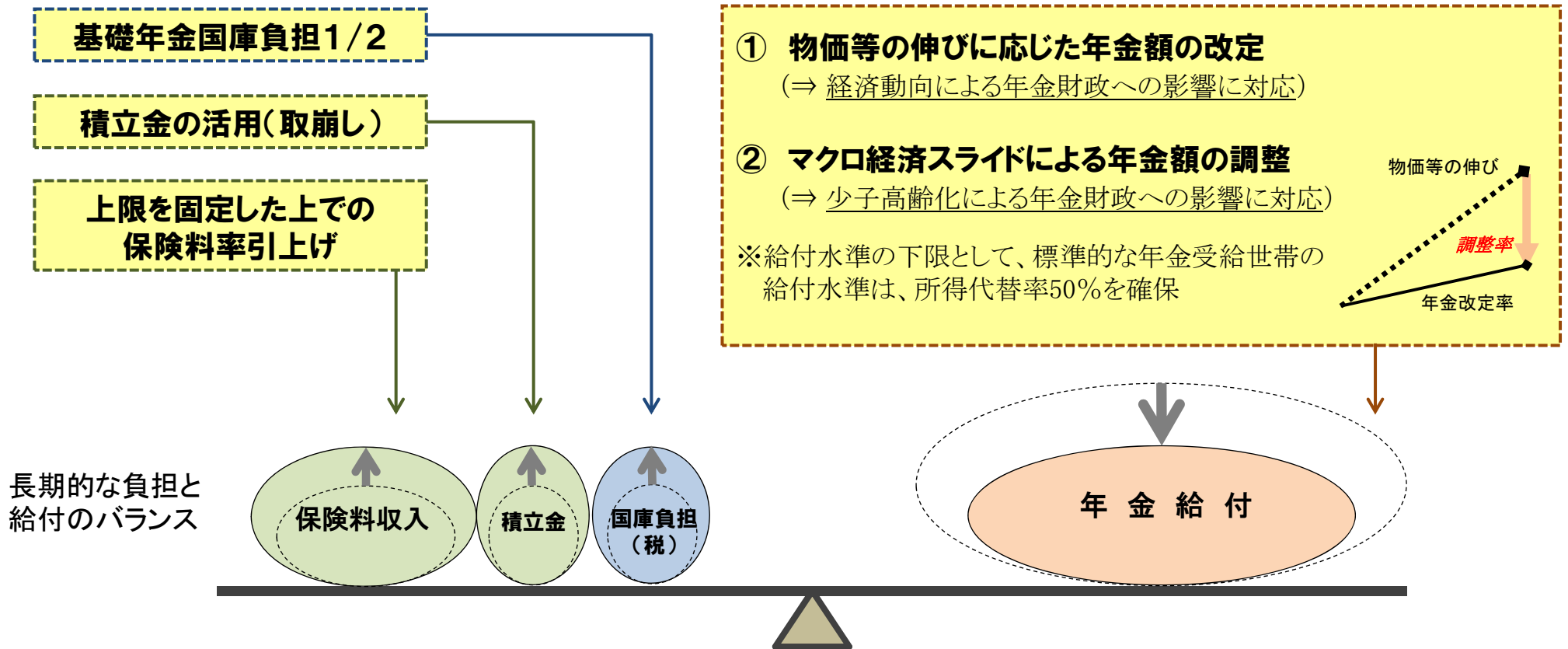


いわゆる「ネット」の  
診療報酬改定率

22年	+0.19%
20年	▲0.82%
18年	▲3.16%
16年	▲1.0%
14年	▲2.7%
12年	+0.2%
10年	▲1.3%

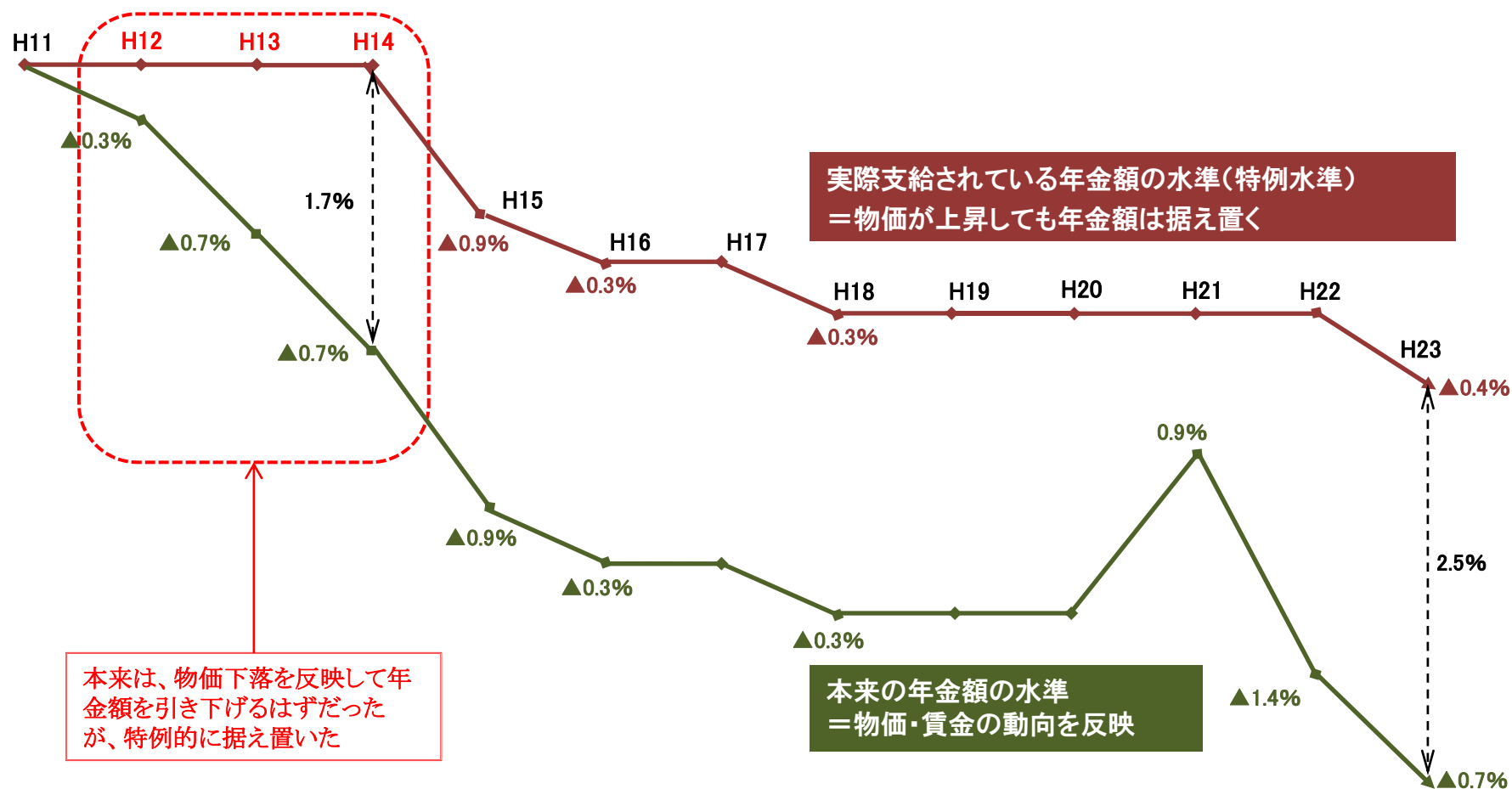


## 現行の年金制度安定の仕組み(平成16年改正)



# 年金額の特例水準について

平成12～14年度に、物価下落を反映して年金額を引き下げるはずだったが、特例的に据え置いた ⇒ このため、「実際支給されている年金額」は、特例的に、「本来の水準」よりも高くなっている  
(23年度の年金額は、本来の水準よりも、2.5%高くなっている)



現行ルール上、特例水準が解消するまで、マクロ経済スライドによる年金額の調整は開始されない

## 地方財政計画の合理化・適正化の現状について

- 財政当局として、昨年10月の財政制度等審議会の財政制度分科会及び行政刷新会議におけるいわゆる特別会計仕分けにおいて、19年度の地方財政計画と決算を比較分析した上で、歳出特別枠の創設前の時点で既に計画額が数兆円単位で過大計上となっているおそれがあることを指摘。

これに対して総務省が特別会計仕分けの場でその要因分析に資する資料を提出したことで、23年度地方財政対策において、地方財政計画の合理化・適正化が進展。

- 具体的には、地方財政計画額の決算額に対する超過の要因として国庫支出金不用分が寄与しているとの総務省の分析を契機として、その一方で一般行政経費(単独)に年度内の国庫支出金の追加に備えて計上されている追加財政需要の水準が見直しの俎上に上り、国の予備費との権衡を踏まえ、減額されることとなった。

また、臨時財政対策債の元利償還金についても、過大計上があるとの総務省の分析を受け、地方における償還年限の実態を積算に反映させる形で計上の是正が行われた。他方、不交付団体に配分されるものの最終的には発行されない臨時財政対策債が存在することでその分地方財政計画で地方歳出が過大計上となっているという問題点については、臨時財政対策債について25年度までに段階的に不交付団体に配分しない方式に移行することとされたことにより、解消される見込みである。

歳出特別枠のうち地方法人特別税の導入にあわせてその偏在是正による財源を活用するとの名目で創設された地方再生対策費についても、地方法人特別譲与税の税收実績に伴う偏在是正効果額が当初見込額を下回って推移し、その分が臨時財政対策債により財源措置されていることを勘案し、縮減された(資料54～56)。

# 地方財政計画歳出の規模の検証

(22年10月29日事業仕分け第3弾(特別会計仕分け) 予算編成部局補足説明資料における財審提出資料の紹介)

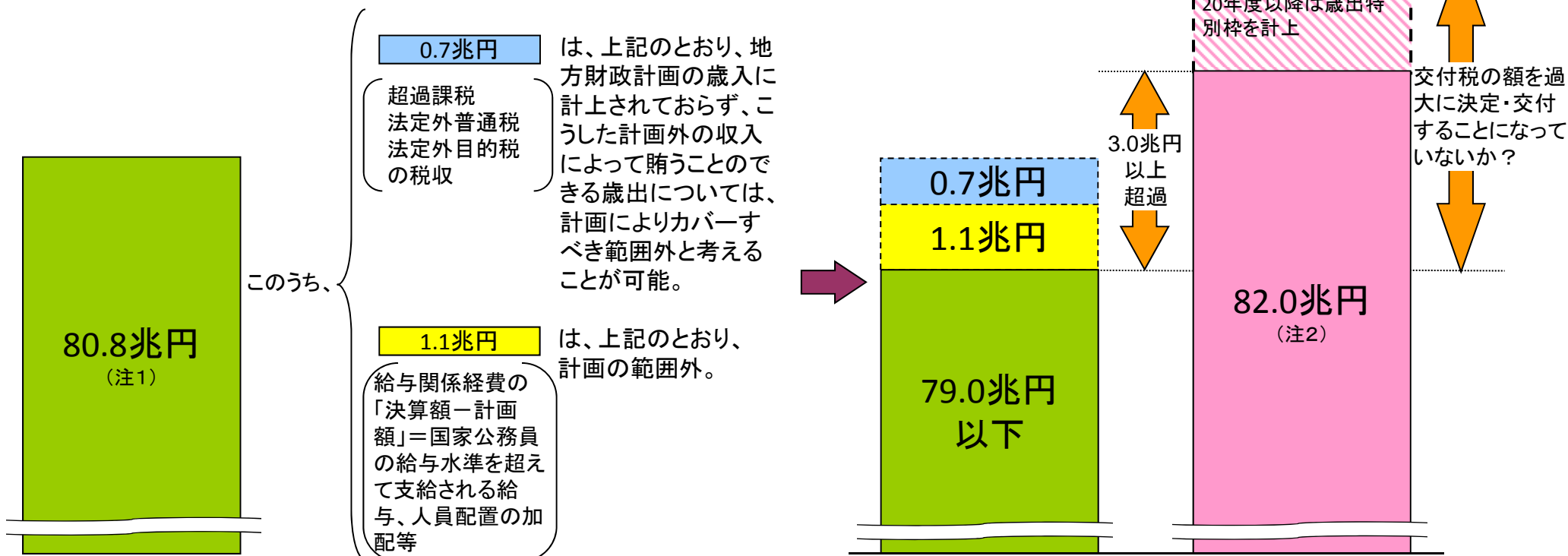
「【地方財政計画の役割】 ② 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障」

「したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

- 歳入 超過課税、法定外普通税、法定外目的税
- 歳出 国家公務員の給与水準を超えて支給される給与」 (以上、総務省HP)

19年度決算額(注1)

19年度計画額(注2)



(注1)「平成19年度地方財政計画と決算の比較」(21年12月「地方財政要覧」)における再修正後決算額85.4兆円から制度融資分(年度内に歳入も両建てで計上され、地方一般財源は費消しない形式的な歳出)4.5兆円を控除している。

(注2)左記資料における修正後計画額83.6兆円から左記制度融資分1.6兆円を控除している。

# 地方財政計画(調整後)と決算(調整後)の比較について

## 19年度決算・計画の比較(調整後)

【決算】  
85.4兆円

【計画】  
83.6兆円

1.8兆円

## 精査後(総務省)

【決算】  
81.4兆円

【計画】  
80.7兆円

法定外税・超過課  
税見合歳出0.7兆円

年度内貸付金  
3.0兆円

水準超の給与費  
0.2兆円

0.8兆円

地方税減収分—  
減収補てん償 0.4兆円

国庫支出金不用分  
0.8兆円

臨時財政対策債  
元利償還分0.2兆円

臨時財政対策債不発行  
分見合歳出0.3兆円

水準超経費のうち  
基金の積立分1.2兆円

## (参考)財政制度等審議会資料

【決算】  
80.6兆円

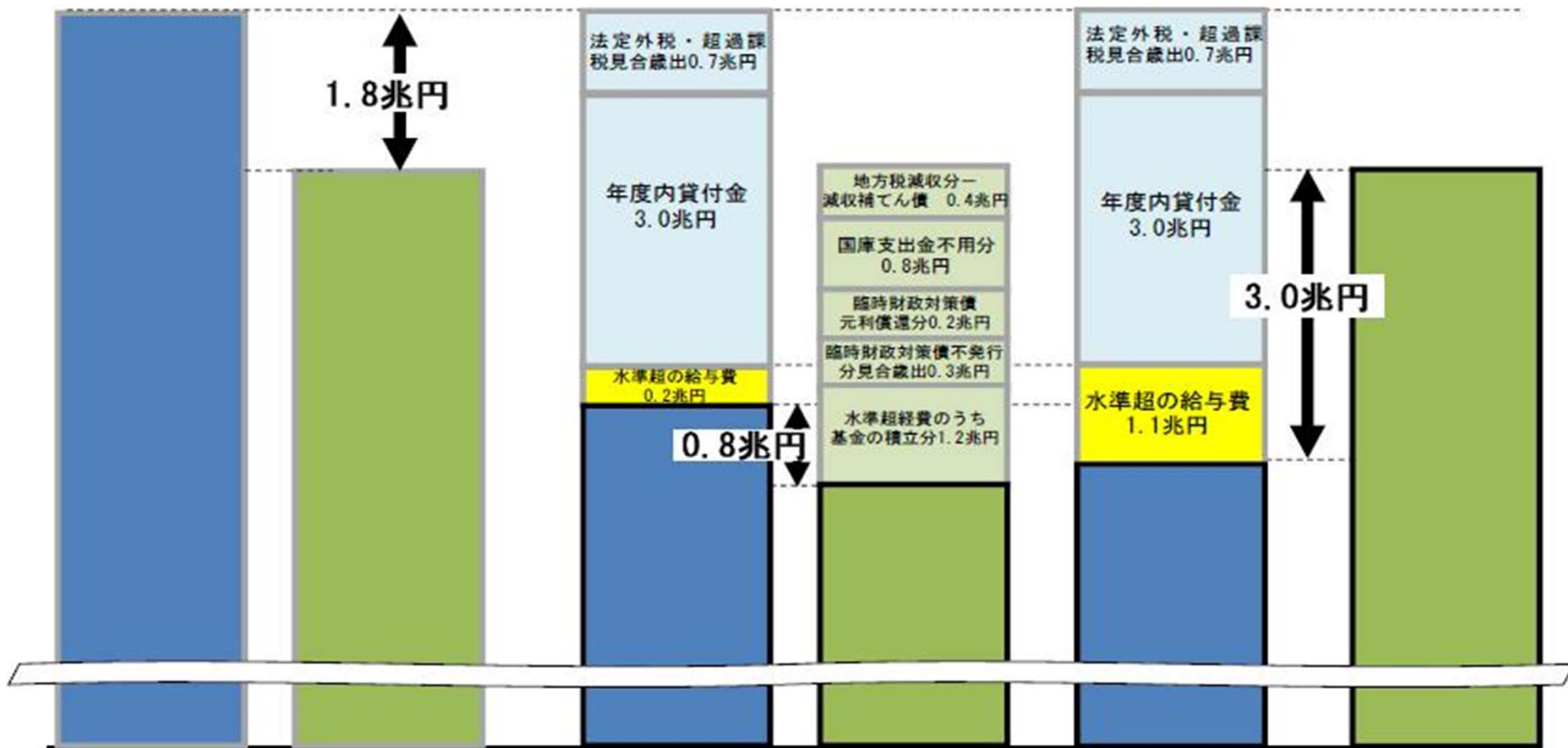
【計画】  
83.6兆円

法定外税・超過課  
税見合歳出0.7兆円

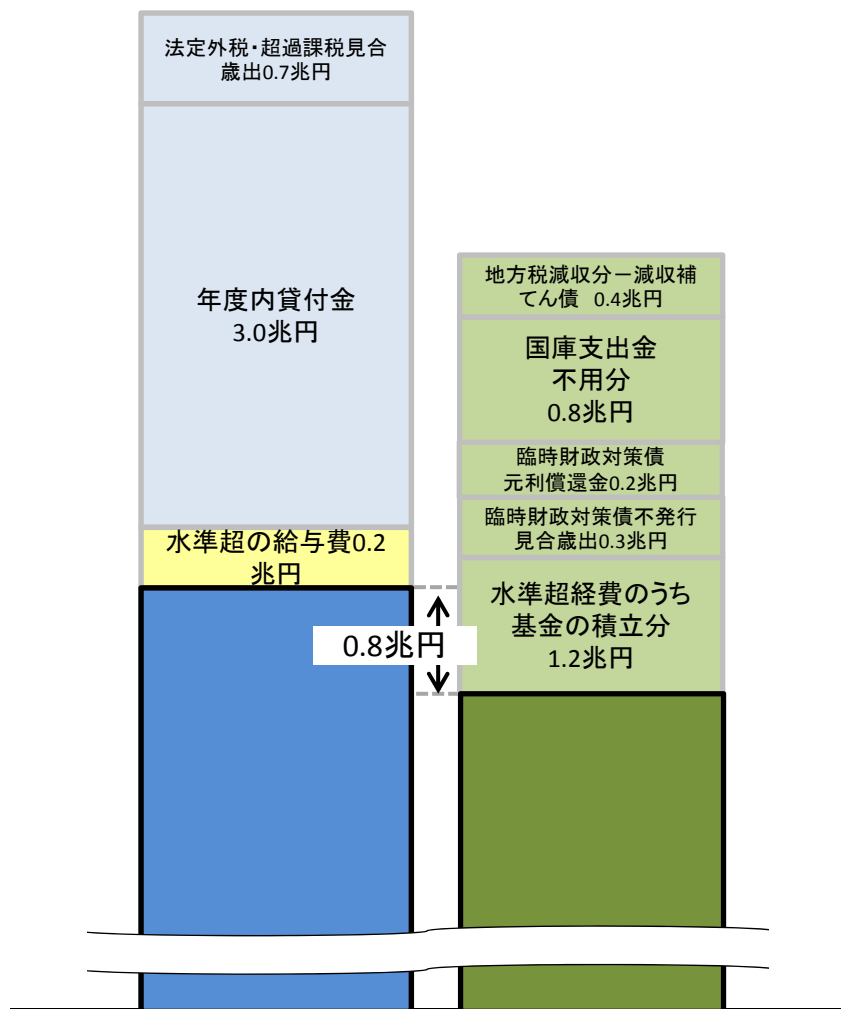
年度内貸付金  
3.0兆円

水準超の給与費  
1.1兆円

3.0兆円



## 23年度地方財政対策における地方財政計画の合理化・適正化

10月29日事業仕分け第3弾  
(特別会計仕分け)  
総務省提出資料【19年度決算】  
81.4兆円【19年度計画】  
80.7兆円

## 23年度における対応

- 左記及び特会仕分けにおける指摘等を踏まえ、23年度地方財政対策において以下の項目の合理化・適正化を実施。
  - ・ 一般行政経費(単独)における追加財政需要額  
左記国庫支出金不用分を踏まえ、年度内の国庫支出金の追加に備えて従来一般行政経費(単独)に計上されていた追加財政需要額を、国の予備費との権衡に鑑み、減額(5,700億円→4,700億円、▲1,000億円)。
  - ・ 臨時財政対策債の元利償還金  
地方における償還年限が30年償還が多いという実態を積算に反映(▲593億円)。
  - ・ 臨時財政対策債不発行見合歳出  
臨時財政対策債の配分方法について、今後3年間で段階的に不交付団体には配分しない方式に移行することとされたことにより、解消する見込み。
- また、20年度地方財政対策以降計上されている歳出特別枠や別枠加算にも過大計上の懸念があることから、以下の見直し
  - ・ 地方再生対策費  
地方法人特別譲与税の税收実績に伴う偏在是正効果額が当初見込み額を下回って推移し、その分が臨時財政対策債により財源措置されていることを勘案し、縮減(4,000億円→3,000億円、▲1,000億円)。
  - ・ 交付税別枠加算  
22年度14,850億円の別枠加算について、地方の財源不足の状況を踏まえた加算と位置づけた上で、23年度の規模は当該財源不足の縮小に合わせ縮小(10,500億円)。
- その他
  - ・ 交付税特会借入金利払費  
近年の金利動向等を踏まえて予算積算金利を見直し(▲1,351億円)

- 地方財政計画の合理化・適正化については、昨年の特別会計仕分けで総務省から提出された資料の更なる精査が以下のとおり必要。
- (1) 総務省の要因分析においては、19年度において地方歳出の決算額が計画額を下回っている要因として地方税の減収が掲げられているが、15年度から18年度までは地方税は決算において増収となっており、連年にわたった分析なくして、計画額の超過が毎年度のように発生している構造的要因の説明にはつながらないと考えられる。また、地方税の減収に見合う地方歳出の相当程度が基金の取崩しによって賄われたと考えられる中、当該減収を地方歳出の決算額が計画額を下回った要因として説明することがどこまで適切かという問題もある。なお、この基金取崩し見合い歳出については、そもそも計画額では非計上である一方で決算額では計上される性質のものである。総務省の分析においては、同じ基金に関わる「水準超経費のうち基金の積立て分」について計画額と決算額の比較分析における調整の必要性を指摘しながら、基金取崩し見合い歳出についてはその調整の必要性を捨象していることは一面的であり、後者についての分析も深めるべきである(資料58)。
  - (2) また、地方財政計画上の地方歳出の4分の1を上回る給与関係経費については、これまでも決算額を1兆円近く下回る計画額の計上が行われてきた。しかし、この計画額と決算額の差額の具体的内容については、昨年の特別会計仕分けの場において総務省が提出した資料を通じて初めて明らかにされたばかりである(資料59)。地方公務員人件費の無駄や非効率性を巡って様々な指摘がある中、地方財政計画への計上が適正な水準であるかは一段と精査が必要である。
- (注) 地方公務員人件費の一部が地方交付税の各種の加算を通じて一般会計の負担で賄われている現状においては、まずは、地方財政計画への計上に当たって国家財政との整合性の確保が強く求められる。これまで地方財政計画の給与関係経費における積算単価について、国家公務員の給与水準との均衡を図るため、原則として国家公務員ベースに修正した単価を基礎として算定されてきたこと(「国公準拠」)を踏まえ、国の水準・基準を上回る給料単価や手当の計上を精査すべきである。その際、職務に対する級よりも上位の級に格付け、給与を支給するといった慣行が長年にわたって見られてきた中で地方の級別職員構成が国と比べて上位級に偏っているという問題について、国と比べた偏在分の計上を是正していくことも課題となる。

尤も、給与関係経費への計上については単に国水準・基準までの引下げを行えばそれで足りるというものでもない。地方公務員の給与は地方公務員法において民間給与の水準等をも考慮して定めることとされており、各地方団体における地方公務員給与について人事委員会により「国公準拠」とされる水準よりも低い水準が勧告されている場合には、その水準を標準的な水準として計上すべきであり、23年度地方財政計画では、こうした考え方を採用している。勤務実態を反映していない等の不適正な手当の計上も妥当でなく、不断の計上の見直しが不可欠である。

- 加えて、計画と決算の比較分析がなされた19年度地方財政計画の時点では歳出特別枠が存在していなかったが、その後、実需ではなく政策的な判断に基づいた歳出特別枠の創設・拡充等が行われた結果、23年度地方財政計画における合計額は1兆5,000億円にも達している。決算の状況等も見極めつつ、計上廃止に向けた具体的取組みが求められる。

20年度 地方再生対策費：4,000億円

21年度 地方再生対策費：4,000億円、地域雇用創出推進費：5,000億円、  
別枠加算：10,000億円

22年度 地方再生対策費：4,000億円、地域活性化・雇用等臨時特例費：9,850億円、  
別枠加算：14,850億円

23年度 地方再生対策費：3,000億円、地域活性化・雇用等対策費：12,000億円、  
別枠加算：10,500億円（24年度以降法定加算化される2,150億円を除く）



- そのほか、計画額と決算額の乖離の是正に向けては、公債費、使用料及び手数料、特別会計借入金利子など、決算と乖離した地方財政計画への計上により地方交付税総額が過大となっていると見受けられる項目がいまだ見られ、積算金利のあり方等も含めた見直しが必要である。既に23年度地方財政対策において見直しが行われた一般行政経費(単独)の追加財政需要についても活用実績と比べてなお過大という問題があり、臨時財政対策債の元利償還金の計上見直しも決算との乖離状況と比べて十分でない可能性がある。23年度地方財政対策時の財務大臣・総務大臣覚書等で見直しが課題とされている項目も含めて、地方財政計画の合理化・適正化を一層進める必要がある。

計画額－決算額の推移

(単位:兆円)

	H16	H17	H18	H19	H20
公債費(計画上の地方歳出)	0.6	0.5	0.1	0.1	0.2
使用料及び手数料(計画上の地方歳入)	▲ 0.7	▲ 0.6	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 0.5
特会借入金利子	0.4	0.4	0.2	0.3	0.3

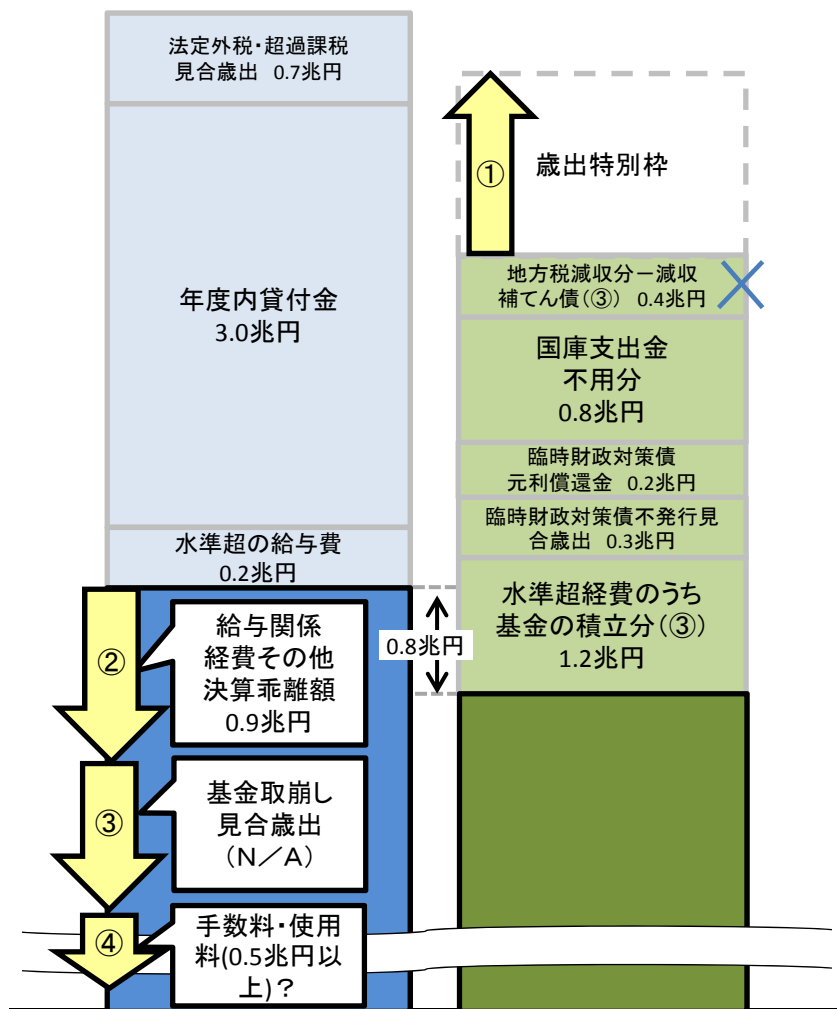
一般行政経費(単独)追加財政需要使用実績

(計画額:22年度5,700億円、23年度4,700億円)

(単位:億円)

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1,704	400	477	4,013	1,919	651	1,538	765	1,883	1,671

## 地方財政計画の合理化・適正化に係る今後の課題①

10月29日事業仕分け第3弾  
(特別会計仕分け)  
総務省提出資料【19年度決算】  
81.4兆円【19年度計画】  
80.7兆円

## ①歳出特別枠・別枠加算

- ・ 20年度計画以降、政策的に歳出特別枠を積み増し、他方で折半ルールとは別に別枠加算

20年度 地方再生対策費:4,000億円

21年度 地方再生対策費:4,000億円、地域雇用創出推進費:5,000億円、別枠加算:10,000億円

22年度 地方再生対策費:4,000億円、地域活性化・雇用等臨時特別費:9,850億円、別枠加算:14,850億円

23年度 地方再生対策費:3,000億円、地域活性化・雇用等対策費:12,000億円、別枠加算:10,500億円

## ②給与関係経費その他決算乖離額

- ・ 地方の自主的判断で行われている人員の加配分については、「標準的な水準」を計上すべき地方財政計画としては、非計上でも過小計上とは言えない。したがって、比較を行う時には、決算額から控除する必要。
- ・ いずれにせよ、「標準的な水準」を超えて計上していないか、引き続き精査が必要。

## ③「地方税減収分-減収補てん債」「水準超経費のうち基金積立て歳出」

- ・ 構造的な要因の解明には、単年度でなく連年にわたった分析が必要 (cf. 地方税については、他の年度 (15~18年度) では増収)。
- ・ 基金積立て歳出が計画で計上、決算で非計上である一方、基金取崩し見合歳出は計画で非計上、決算で計上。計画額との比較においては、これを決算額から控除する必要。
- ・ 「地方税減収分-減収補てん債」の歳入減の大宗が基金取崩しによって賄われているとすれば、計画額から「地方税減収分-減収補てん債」を控除する一方、決算額から基金取崩し見合歳出を控除していないのは問題。

(参考) 会計検査院報告 (平成18年10月) における決算乖離に係る指摘 (抜粋)

なお、地方公共団体の歳出には、地方財政計画外の歳入である超過課税や法定外税、基金の取崩し等を財源とした歳出もあることから、全体としては同決算額は同計画額を上回る事となる。

## ④手数料及び使用料

- ・ 手数料・使用料について、計画額が継続的に決算額を下回っている (近年0.5兆円以上) が、これが「過小計上」でないとすれば、計画外と整理される分に見合う歳出について法定外税・超過課税見合歳出と同様の取扱いとする必要。

## 地方財政計画の合理化・適正化に係る今後の課題②

(22年10月29日事業仕分け第3弾(特別会計仕分け)総務省提出資料)

## 給与の決算かい離の状況

## 平成19年度の計画額と決算額の状況

【計画額(調整後)】 23.6兆円	} 決算かい離額:1.1兆円
【決算額(調整後)】 24.7兆円	

## かい離の内容

## ① 地方の判断による職員配置等(8,500億円)

- 義務教職員及び警察官の単独加配(1,300億円:15,100名)
- 非常勤嘱託職員の配置(5,800億円:20万名(H20.4.1現在))
- その他の職員に係る見込と実績の差(400億円:5,600名)
- 退職者数の見込と実績の差(1,000億円:6,400名)

## ② 国の水準との差(2,200億円)

- 退職手当(国基準超過(支給月数、退職時特昇))(1,000億円)
- 給料単価、各種手当など(国基準超過)(1,200億円)

※ 技労職員に係る国家公務員の給与水準を超える部分、不適正な特殊勤務手当、過剰な福利厚生等については計画には未計上。

## 課税自主権の状況

## ○ 超過課税の状況

## ア 超過課税実施団体数 (H22. 4. 1 現在)

## ○ 都道府県

## &lt;道府県民税&gt;

個人均等割 30団体 { 岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 }

所得割 1団体 { 神奈川県 }

法人均等割 30団体 { 岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 }

法人税割 46団体 { 静岡県を除く46都道府県 }

<法人事業税> 8団体 { 宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県 }

<自動車税> 1団体 { 東京都 }

## ○ 市町村

## &lt;市町村民税&gt;

個人均等割 3団体 { 北海道夕張市、神奈川県横浜市、宮崎県宮崎市 }

所得割 2団体 { 北海道夕張市、兵庫県豊岡市 }

法人均等割 404団体

法人税割 1,003団体

<固定資産税> 162団体

<軽自動車税> 33団体 { 北海道函館市、夕張市、留萌市、美唄市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝上町【青森県】鱒ヶ沢町【山梨県】早川町【島根県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、斐川町【徳島県】徳島市、小松島市、鳴門市【香川県】高松市【高知県】高知市、須崎市【福岡県】大牟田市 }

<鉱産税> 34団体

<入湯税> 2団体 { 三重県桑名市、岡山県美作市 }

## イ 超過課税の規模 (H21年度決算)

道府県税(団体数 <sup>(注)</sup> )		
道府県民税	個人均等割(30団体)	175.2億円
	所得割(1団体)	27.3億円
	法人均等割(30団体)	83.9億円
	法人税割(46団体)	735.3億円
法人事業税(8団体)		771.9億円
自動車税(1団体)		4百万円
道府県税計		1,793.6億円
市町村税(団体数 <sup>(注)</sup> )		
市町村民税	個人均等割(3団体)	15.0億円
	所得割(2団体)	75百万円
	法人均等割(411団体)	146.0億円
	法人税割(1,024団体)	1,858.4億円
固定資産税(164団体)		377.1億円
軽自動車税(34団体)		6.7億円
鉱産税(34団体)		8百万円
入湯税(2団体)		23百万円
市町村税計		2,404.1億円
超過課税合計		4,197.7億円

※ 地方法人二税の占める割合:85.7%

(注) 団体数は、平成21年4月1日現在。

※ 総務省HP公表資料から作成

## ○ 法定外税の状況（平成23年4月現在）

平成21年度決算額 459億円（地方税収額に占める割合 0.13%）

1 法定外普通税 [単位:億円]			2 法定外目的税 [単位:億円]		
[都道府県]			[都道府県]		
石油価格調整税	沖縄県	10	産業廃棄物税等(*2)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、熊本県、宮崎県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	62
核燃料税	福井県、福島県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	229	宿泊税	東京都	10
核燃料等取扱税	茨城県	6	乗鞍環境保全税	岐阜県	0.2
核燃料物質等取扱税	青森県	111	計	29件	73
臨時特例企業税(*1)	神奈川県	6	[市町村]		
計	15件	362	遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	0.1
[市町村]			環境未来税	北九州市(福岡県)	7
砂利採取税等	城陽市(都府)、中井町(神奈川県)、山北町(神奈川県)	0.3	使用済核燃料税	柏崎市(新潟県)	6
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	6	環境協力税	伊是名村(沖縄県)、伊平屋村(沖縄県)、渡嘉敷村(沖縄県)(*3)	0.07
歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	0.7	計	6件	13
使用済核燃料税	薩摩川内市(鹿児島県)	3	合計	35件	85
狭小住戸集合住宅税	豊島区(東京都)	2			
計	7件	12			
合計	22件	374			

\*1 神奈川県臨時特例企業税条例は、平成21年3月31日をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の税収があるため掲載している。

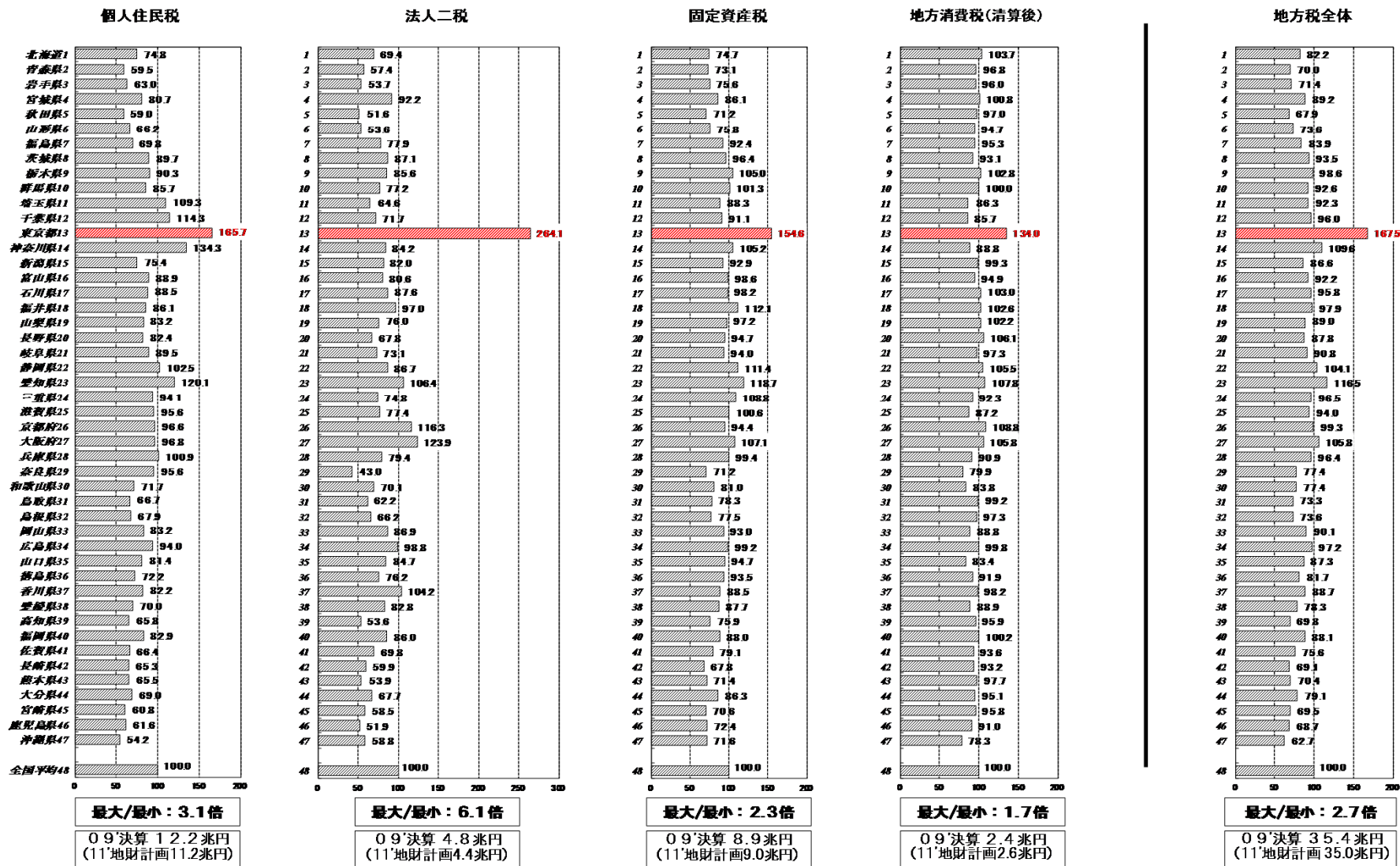
\*2 産業廃棄物処理税(岡山県)、産業廃棄物埋立税(広島県)、産業廃棄物処分場税(鳥取県)、産業廃棄物減量税(島根県)、循環資源利用促進税(北海道)など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

\*3 渡嘉敷村の環境協力税は平成23年4月1日施行であるため、税収実績はない。(税収見込額は0.1億円)

\*4 端数処理のため、計が一致しない。

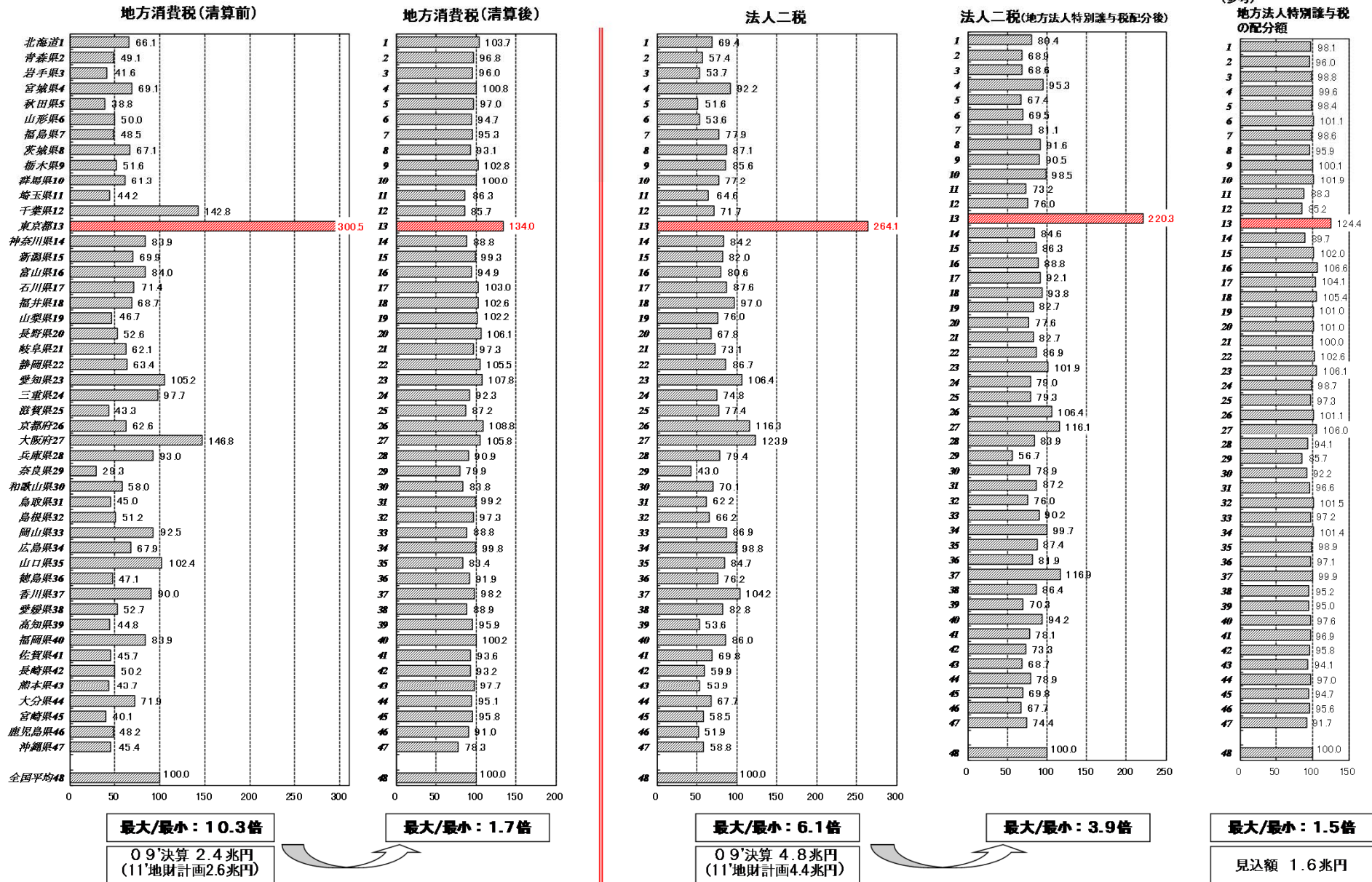
## 地方税（2009年度決算）の人口1人当たり税収額の指数（全国平均を100とした場合）

自治体間の財政力格差は、地方税、とりわけ地方法人二税(法人事業税及び法人住民税)が東京など大都市に偏在していることによるもの。地方消費税は、地域間清算システムにより、清算前の偏在性の高い状態が大幅に緩和。地方法人特別税は、法人二税の偏在是正に寄与。



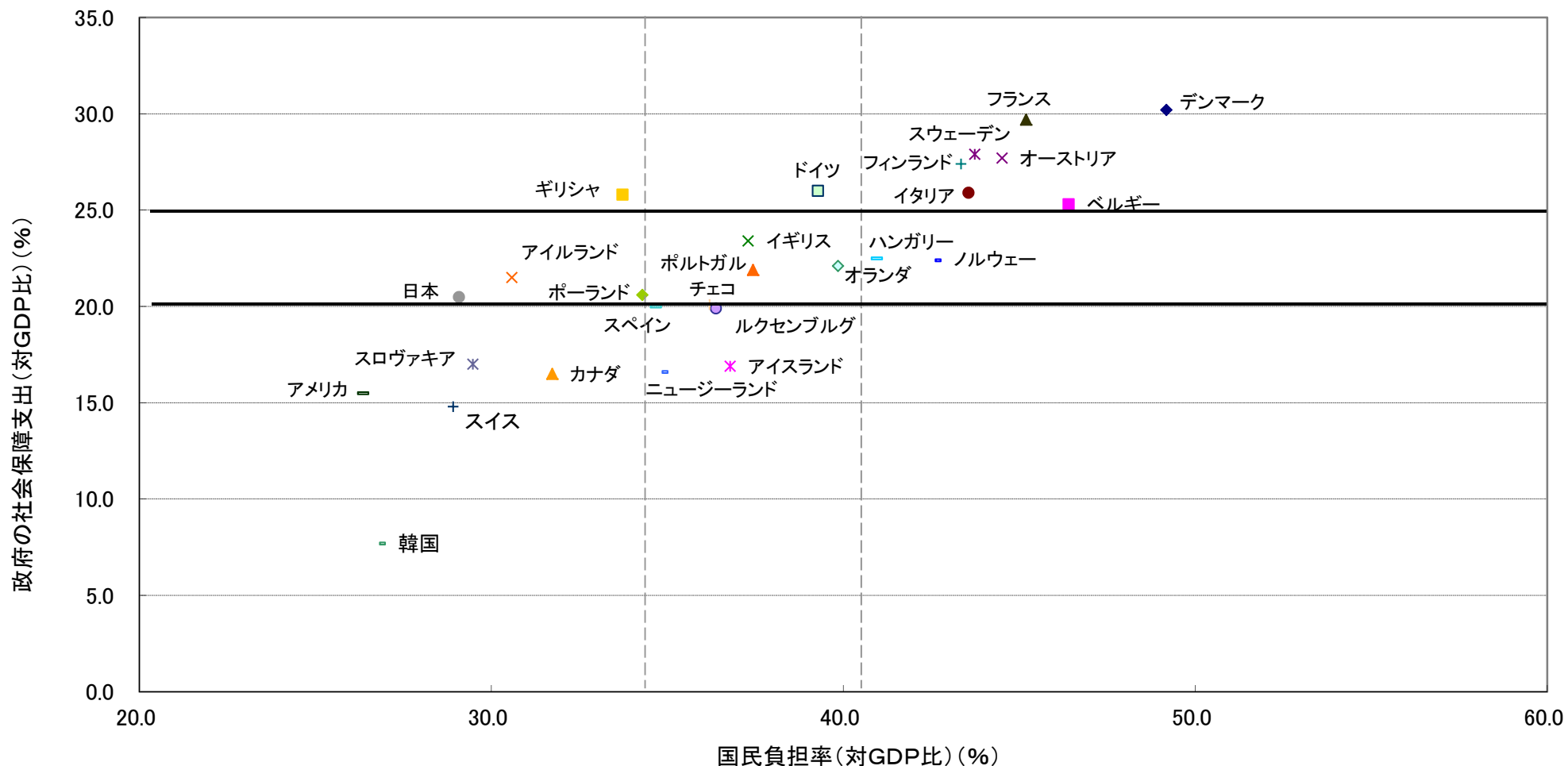
(注1)「11'地財計画35.0兆円」には、地方法人特別課税1.6兆円を含む。  
 (注2) 個人住民税の税収額は、均等割及び所得割の合計値である。また、固定資産税の税収額は、道府県分を含む。  
 (注3) 人口については、2010(平成22)年3月31日現在の住民基本台帳人口による。  
 (備考) 2009(平成21)年度決算額超過課税控除により作成。

機械的基準により自治体間で清算あるいは各自治体に譲与される税の人口1人当たり税収額の指数（全国平均を100とした場合）



(注1) 法人二税(地方法人特別譲与税配分後)は、21年度における各都道府県に対する実績(合計6,405億円をもちに、23年度地財計画額(15,641億円)を按分している。  
(注2) 人口については、2010(平成22)年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

OECD諸国と比較してみると、日本の社会保障支出は中程度である一方、国民負担率は低水準。



【出典】国民負担率：OECD「National Accounts 2010 vol. II」、同「Revenue Statistics」、内閣府「国民経済計算」等  
 社会保障支出：OECD「National Accounts 2010 vol. II」、同「Stat Extracts National Accounts」、同「Economic Outlook 76」、IMF「Government Finance Statistics Yearbook 2002」、  
 内閣府「国民経済計算」等

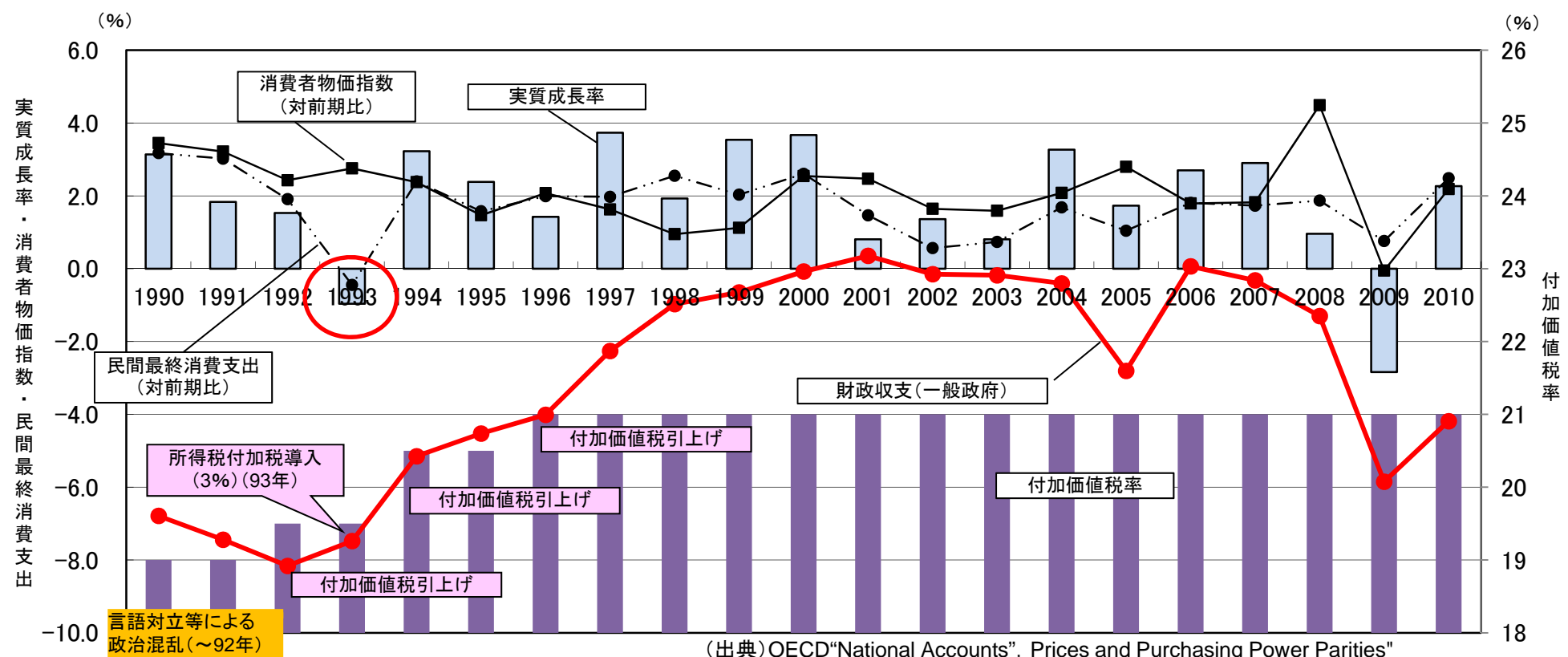
(注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 国民負担率：スイスは2007年の実績。その他の国は2008年の実績。 政府の社会保障支出：ニュージーランドは2005年、カナダは2006年の実績値。その他の国は2008年の実績。



# ベルギーにおける財政収支の改善

ベルギーでは、1993年の実質マイナス成長にもかかわらず、同年11月に1994年1月からの付加価値税増税や社会保障の効率化を盛り込んだ財政再建策を策定し、実施。2001年度に財政収支（一般政府ベース）の黒字化を達成。



(出典) OECD "National Accounts", Prices and Purchasing Power Parities"

**雇用・競争力・社会保障の総合計画 (93年11月)**  
 【歳入面】付加価値税引上げ (94年度:19.5%→20.5%)、利子所得課税の税率引上げ (10.3%→13.39%)  
 【歳出面】医療支出の年間伸び率上限を1.5%に設定、男女年金制度の統一 (97年度に女性の年金支給開始年齢を60→65歳)、年金計算の基準期間の延長、家族手当削減、失業手当の要件厳格化

**その後の財政再建策**  
 【歳入面】付加価値税引上げ (96年度:20.5%→21%)、利子所得課税の税率引上げ (96年度:13.39%→15%)、不動産売却益課税の導入 (97年度)  
 【歳出面】公営企業向け補助金削減、国際協力・軍事支出削減 (97年度)

## ポルトガルの財政健全化

- 今年5月に、“Economic and Financial Adjustment Programme”を与野党で合意
- 6月に総選挙、政権交代。コエーリョ政権発足
- 8月に“Fiscal Strategy Document”(「計画」)を策定
- 10月に2012年度予算案を国会に提出
  - ・付加価値税(今年までに20→23 %)の軽減税率(6%、13%)適用品目大幅縮小
  - ・地方政府や国営企業向け補助金削減
  - ・公務員、年金受給者の夏季・クリスマス休暇手当廃止

- ・ 当初の予定より経済成長率が低下する見通しになったにもかかわらず、歳出削減と増税をさらに追加して、財政収支の改善は予定通りを行う
- ・ 2012年予算案では基礎的財政収支黒字を達成(対GDP比で0.7%;2011年同比率は-1.6%)

2012年の経済見通し

	2011年	「計画」2012年	2012年予算案
経済成長率	-1.9%	-1.8%	-2.8%

財政収支(一般政府)の見通し

(対GDP比)

	2011年	「計画」2012年	2012年予算案
政府収入	43.4%	43.0%	42.5%
うち税金と保険料収入	35.9%	38.3%	36.4%
その他	7.5%	4.7%	6.1%
政府支出	49.3%	47.4%	47.0%
うち経常支出	41.0%	40.0%	38.7%
利払費	4.3%	4.8%	5.2%
資本支出	4.0%	2.6%	3.1%
財政収支	-5.9%	-4.5%	-4.5%